

近畿高等学校体育連盟規約

(昭和23年4月1日制定)

第1章 名 称

第1条 本連盟は、近畿高等学校体育連盟と称する。

第2章 事 務 所

第2条 本連盟の事務所を、当分の間大阪府教育庁教育振興室保健体育課内におく。

第3章 目 的

第3条 本連盟は、近畿地区高等学校生徒の体育運動を振興して、体力の向上を図り、スポーツ精神を涵養することを以て目的とする。

第4章 事 業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 学校教育根本方針の審議確立
- 2 体育大会の開催
- 3 体育研究会の開催
- 4 体育運動に関する諸団体との連絡
- 5 その他本連盟の目的達成に必要な事業

第5章 組 織

第5条 本連盟は、近畿各府県の高等学校体育連盟又は之に準ずる団体を以て組織する。

第6条 本連盟に競技種目別の専門部をおく。その細則は別に之を定める。

第6章 役 員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

会長1名、副会長5名、理事長1名、理事18名、評議員12名、監事2名、幹事若干名以上の外、会長は評議員会の推薦により顧問及び参与を委嘱することが出来る。

第8条 評議員は、各府県より5名まで選出し、内3名を理事とする。

第9条 会長及び副会長は、評議員会で推挙する。

会長は、本会を代表して会務を統轄し、理事会及び評議員会を招集し且つその議長にあたる。副会長は会長事故あるとき之を代行する。

第10条 理事は、理事会を構成し評議員会の決議に基き会務を処理する。

第11条 理事は、その互選により理事長1名を選出する。

第12条 監事は、評議員会で選出する。監事は会計を監査する。

第13条 幹事は、本連盟の事務を掌る。

第14条 顧問及び参与は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第15条 役員任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、役員任期満了しても後任者の就任するまでその残務を行う。

第7章 会 議

第16条 評議員会は、本連盟の重要事項を決議する。

監事は、評議員会に出席し意見を述べる事が出来る。

第17条 理事会は、本連盟諸般の事務を処理する。

第18条 各会議共出席者の多数決により決議する。

可否同数の時は議長之を決める。

第8章 会 計

第19条 本連盟の経費は、下に掲げるもので支弁する。

1 分担金 2 事業収入 3 寄付金 4 その他の収入

第20条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第21条 本連盟の予算は、毎会計年度開始前理事会で編成し、評議員会の承認を要し、決算はその会計年度終了後監事の承認を得て評議員会に報告しその承認を要する。

第9章 専 門 委 員 会

第22条 本連盟の事業遂行のため、各種の専門委員会を設けることができる。

第23条 専門委員会の名称、目的及び委員は理事会が定める。

第24条 各種専門委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員若干名をおくことができる。

付 則

この規則は、昭和 50 年 2 月 7 日より施行し、昭和 50 年 4 月 1 日より適用する。

(昭和 50 年 2 月 7 日一部改正)

(平成 6 年 2 月 8 日一部改正)

(平成 12 年 5 月 17 日一部改正)

(平成 16 年 5 月 19 日一部改正)

(平成 18 年 10 月 29 日一部改正)

(平成 28 年 5 月 20 日一部改正)